

訪問系サービスの駐車禁止の緩和を

平成20年9月28日
在宅医懇話会

医) 緑星会 どうたれ内科診療所 堂垂 伸治

現状は？

06年6月～ 改正道路交通法

訪問診療や訪問看護と明らかにわかっているにもかかわらず駐車禁止として民間監視員によりステッカーが貼られる状況

千葉県 訪問看護ステーション連絡協議会

07年11月 アンケート調査(165事業所対象)

回答のあった100事業所のうち11事業所が反則金を支払っていた

全国訪問看護事業協会 07年9月～11月

1,786(53%)の回答があり、126の駐車違反にされていた医師も往診中に駐車違反を取られたという方がいる

08年1月-2月の朝日新聞記事から

08年5月11日在宅医懇話会 アンケート調査結果

H18年から駐車禁止の規則が強化されています。往診や訪問診療の際の車ではどう対処されていますか？(複数回答可)	医師	看護師等
1) 運転手を同乗させ待機させている	6	0
2) 所轄の警察署に駐車許可の書類を出している	11	20
3) 駐車禁止をとられる可能性が少ないので、特に対処していない	1	2
4) 駐車禁止をとられても致し方ないとして特に対処していない	2	1
5) タクシーを使用している	0	0
6) その他	0	0
特に質問) 往診や訪問看護中に駐車違反をとられたことがある方は？	5	13

当日出席者：医師31人、看護師等が60人

(1) 駐車許可証

(2) 駐車禁止除外標章

訪問看護・訪問診療車の 「駐車許可証」申請書類

- 1 駐車許可申請書
- 2 車輛借上書
- 3 介護保険指定事業者の認定書類
- 4 車検証
- 5 運転手の免許証のコピー
- 6 (サービス)利用者一覧表
- 7 利用者の住居地図
- 8 実際に車を停める際の見取り図

1 - 6は所轄の警察署毎に1通ずつ、7 - 8は全ての利用者について記載)さらに上記の書類は、正・副2通を提出する必要がある。

その上、これを半年に1回提出！！

駐車許可証

第4号様式(第5条第1項及び第3項)

駐車許可申請書 '20.4.11

~~'20.4.10~~日

警察署署長 殿

住所
申請者

氏名

駐車する自動車の種類	普通乗用自動車	番号標に表示されている番号	
許可を申請する場所	別紙記載の場所		
駐車の方法	法定通り		
摘要条文	<input checked="" type="checkbox"/> 道路交通法 第45条第1項	<input type="checkbox"/> 道路交通法 第49条の2第5項	
駐車の月日時	20.4.16 時 分から 20.4.15 時 分まで		
申請の理由	介護保険法第7条第8条、18項 同27条第3項 (訪問診療の為)		
運住所	別紙記載		
氏名	別紙記載		

第174号

駐車許可証

上記のとおり許可する。

条件

別紙記載のとおり

20.4.16日

警察署長



備考

- 申請者が法人であるときは、申請者の欄にはその名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。

緊急往診車(医師)の 「駐車禁止除外車標章」申請書類

- 1 駐車許可申請書
- 2 車検証
- 3 運転手の免許証のコピー
- 4 医師免許証のコピー
- 5 開業申請書(？)

(1 - 5は所轄の警察署に1通出し、
書類は県の公安委員会へ行く)

ただし3年に1回の申請で可

緊急往診車(医師)の 「駐車禁止除外車標章」

番号

松戸東

駐車禁止除外指定車

(緊急往診使用車)

車両登録番号

使用者

有効期限

平成21年05月28日

まで

発行日

平成18年05月29日



千葉県公安委員会



- 国民の在宅医療への要望は高く、国も医療費抑制政策の一環として在宅医療を推奨しているはず。
- 「駐車許可証」の申請書類は、実に沢山ある。その事務的な手間も費用も大変。
- 期間も半年に1回で、車や運転者が変われば再度提出が必要であり、殆ど「在宅医療イジメ」で、現場に大きな負担となっている。

国会では？

08年5月20日参議院厚生労働委員会質疑

■ 警察庁交通局長

「影響を受ける各団体等につきましては、対話を行い誠実に対応するよう指示する」

■ 舛添厚生労働大臣

「お医者さんに認められて、同じような訪問介護とか医療をやる介護士、看護師に認められないというのは国民の常識から見ておかしい」

「在宅サービスを推進する観点からも、国家公安委員長に申し入れたい」

他にガソリン高、人手不足で在宅医療の現場は音を上げている！！

要望書

(以上より、厚生労働省、国家公安委員会、千葉県、千葉県公安委員会、千葉県警察本部に対し)

- 1 国民・市民に必要性がある在宅医療の重要性にかんがみ、訪問診療・訪問看護・訪問介護等の訪問系サービスに対しての駐車禁止措置の緩和を求めます。
- 2 現状の「駐車許可証」の申請は事務的手続きが極めて煩雑で手間と費用を要するものであり、その簡素化を求めます。
- 3 現在医師の緊急往診に認められている「駐車禁止除外車標章」並みの手続き緩和を希望します。

平成20年9月28日

在宅医懇話会